

源泉徴収票について ~よくあるお問い合わせにお答えします~

「公的年金等の源泉徴収票」とは？

2020年(令和2年)中にお支払いした年金額と、源泉徴収によってすでに納付された所得税額を証明するものです。

確定申告で必要となりますので大切に保管してください。

Q1 なぜ基金の年金は税金が引かれているのですか？

A1 所得税法により、企業年金からお支払いする年金については、年金額に関わらず一律7.6575%を源泉徴収することと定められているためです。

Q2 配偶者を扶養していますが、なぜ控除対象者欄に記載がないのですか？

A2 前述の通り、企業年金では一律7.6575%を源泉徴収します。扶養控除を反映した税計算は行いませんので、基金からお送りしている源泉徴収票は、**全ての方の扶養控除欄が空白**となっています。

Q3 基金の年金には、扶養や障害などの所得控除は適用されないのですか？

A3 基金で源泉徴収する際には適用されませんが、確定申告を行うことで、**国の年金や他の所得と合算し、所得控除を反映した税計算が行われます。**

~~~~~  
<ホンダ企業年金基金ホームページのご案内>

<https://www.honda-nenkin.or.jp/> (閲覧パスワード： kikin333)

なお、パビーラ御殿場の情報はパビーラ御殿場ホームページでご確認いただけます。

<https://www.pavilla.jp/>



# 年金受給者の確定申告

～ご自身で確定申告する必要があります～

1月1日～12月31日までの1年間に得た所得を申告し、所得税を納付する手続きが「確定申告」です。

基金からお支払いする年金も所得税の対象となりますので、お支払いの都度、源泉徴収していますが、これはあくまで仮の納税です。

「確定申告」では、国の年金や基金の年金などをあわせたすべての収入から、各種控除を差し引いた額に一定の所得税率を乗じて納めるべき所得税を確定します。

源泉徴収で既に納めた税金額と比較し、多く納めている場合には還付され、不足している場合には追加で納税することによって、過不足の精算が行われます。

<参考>

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要はありません。

ただし、基金では一律7.6575%を源泉徴収していますので、上記に該当する場合であっても、所得税の還付を受けるためには確定申告が必要です。

◆ **確定申告書提出窓口：最寄りの税務署**

◆ **受付期間：2021年（令和3年）2月16日～3月15日**

（新型コロナウイルス感染症の対応により受付期間が変更される場合があります。）

「公的年金等の源泉徴収票」の添付は不要です（内容の記載は必要）。

平成30年以前分の確定申告をする場合は、その年分について添付が必要です。

※国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーでは、パソコンやスマートフォンで申告書の作成や、e-Taxによる送信（提出）ができます。

- e-Tax（マイナンバーカード方式）で提出する場合、マイナンバーカードおよび、マイナンバーカード対応のスマートフォン または ICカードリーダライタが必要です。
- e-Tax（ID・パスワード方式）で提出する場合、税務署の職員と対面による本人確認を行って発行された「ID・パスワード方式の届出完了通知」が必要です。

詳細は税務署にお問い合わせいただくか、国税庁ホームページにてご確認ください。 <https://www.nta.go.jp/>